

第1回安城市市民参加推進評価会議 議事録

日 時：平成24年5月11日（金）15：00～16：00

場 所：安城市役所本庁舎3F第10会議室

委 員：加藤会長、大参副会長、昇委員、横山委員、竹中委員、柴田委員、
山内委員、大野委員、古濱委員、旭委員、草苺委員、小森委員、
石川委員、小鹿委員、池端委員（15人）

事務局：永田副市長、中根部長、兵藤課長、長谷係長、鈴木、磯田

（事務局）

時間になりましたので、はじめさせていただきます。

本日は、全員出席いただいておりますので、安城市市民参加条例施行規則第11条第5項に規定します委員の半数以上に達しており、審議会は成立しております。

それでは、ただ今から平成24年度第1回安城市市民参加推進評価会議を開催いたします。

はじめに市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。

なお、市民憲章については、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

『市民憲章唱和』

（事務局）

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、はじめに加藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

（加藤会長）

『あいさつ』

（事務局）

ありがとうございました。

続きまして、新しい委員の方の紹介をさせていただきます。役職等の変更により、今年度から2名新しい委員の方がおられます。

社団法人安城青年会議所理事長の竹中大輔様、アイシン・エイ・ダブリュ株式会社人材開発本部総務部の柴田由美様です。よろしくお願いいたします。

なお、辞令については、机上に用意させていただきましたのでご確認ください。

続きまして、事務局職員について説明させていただきます。人事異動により市民協働課長が変更になっております。今年度から市民協働課長を務めます兵藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に移らせていただきます。

ここからの進行は、加藤会長にお願いいたします。

(加藤会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。「議題（１）平成２３年度市民参加の実施状況について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

『説明』

(加藤会長)

ありがとうございました。ただいま「議題（１）平成２３年度市民参加の実施状況について」説明をいただきました。これにつきまして、ご質問がありましたらお願いします。

(昇委員)

条例上一つの手法を用いれば良いので違反ではないですが、気になるのは④の中小企業振興基本条例といった条例はほかの条例よりも上位に来るとされる基本条例においても、手法がパブリックコメントだけというのはいかがかと思います。自治体によっては重要な内容は二つ以上の手法を用いることとしているところもあります。⑫の安城市中心市街地活性化基本計画においても手法はパブコメだけです。この条例は市のあらゆる分野に適用されるので、今後は基本条例や基本計画においては、違法じゃないから手法は一つだけとするのではなく、二つ三つの手法を用いるよう事務局から呼び掛けてもらいたい。

(事務局)

条例では一つ以上と有りますが、重要なものについては二つ以上と書いてあります。今後こういった計画等については、関係課に二つ以上の手法を用いるよう働きかけていきます。

(大参副会長)

補足しますと、⑫は商工会議所に関係していますが、商工会議所の議員には市より説明が有り、市民全体ではないが関係者の意見を求めていますので、パブリックコメントだけということにはならないのでは。

(事務局)

書き方が悪い点があったかもしれませんが、⑫の中心市街地活性化基本計画につきましては、平成２３年度は計画が既に出来ましてパブリックコメントだけ実施しましたが、平成２２年度中はアンケートを実施するなど他の手法も用いまして市民の意見を聞く機会を設けております。

(昇委員)

そういうことであれば了解しました。これからはそういった点も分かるように記載してください。

(小鹿委員)

28・29 の下水道事業について区分ウの市民説明会とあり、受益者負担金について住民への説明とありますが、反対する市民が出た場合どのように対応されますか。

(事務局)

受益者負担金は下水道事業区域内になりましたらどうしても収めていただく必要がありますので、反対の方がお見えになりましたら、負担金制度の内容やスケジュールについて、理解が得られるよう説明してまいります。

(小鹿委員)

その手法は市民説明会のみで十分ということでしょうか。

(加藤会長)

私も経験がありますが、融資制度などについては1軒1軒に話をしているので、一方的に説明しているだけということにはならないと思う。

(小鹿委員)

分かりました。

(山内委員)

掲載と不掲載、参加を求める対象と対象外の検証はどのようにされていますか。

(事務局)

条例については全て確認しております。それ以外につきましては各課の判断に委ねておりますが、判断にバラつきが出ないように、昨年7月に内部で説明会を行っています。

(山内委員)

分かりました。

(大野委員)

24 について、「市民参加の実施状況」を「審議した」では何を審議したのか分からない。また、28・29 でも「説明会」と有るが、説明会をどうしたのか分からないので、分かるように記載して欲しい。

(事務局)

大変申し訳ありません。今後は適切な表現に努めます。

(加藤会長)

それでは十分質問は出たと思いますので、議題(2)に移ります。続きまして

「平成24年度市民参加の実施予定について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

『説明』

(加藤会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

(小森委員)

1・3・5の項目について確認ですが、市民協働推進条例は9月議会に上程ということでしょうか。

(事務局)

9月議会に上程予定です。

(小森委員)

3について、10月に審議会等とありますが、どのような予定がありますか。

(事務局)

条例が制定されますと、協働推進会議が附属機関として設置されますので、それが10月以降開催される予定です。

(小森委員)

推進会議で決まった内容は議会にかける必要はないのですか。

(事務局)

議会に説明する必要はあります。

(小森委員)

5について、その他で「(会議)」と有りますが、ワークショップなどを予定していますか。

(事務局)

平成24・25年の2箇年でプランを策定する予定で、まだ詳細は検討中ですが、何らかの形で市民参加を求めています。

(小森委員)

分かりました。

(池端委員)

広報を見るとパブリックコメントに対する答えがわずかししか載っていないが、パブリックコメントはどれだけ効果があるのですか。

(事務局)

23年度中に9本パブリックコメントにかけていますが、全部で13件、平均し

ますと1回当たり1.4件の意見が出ています。

(池端委員)

人口が18万人居るのに1本当たり1.4件では少なすぎるのでは。問題があるのではないか。岡崎市では、もう少し聞き方が違うと思う。安城市民のどれだけがパブリックコメントという制度自体を理解しているか疑問です。もし、このまま1.4件という状態が続くならば、パブリックコメントの運用方法を見直すべきではないか。

(事務局)

市民の皆様が参加できるということ、市が情報発信していくということが大事だと思われま。我々にしましても、興味の湧かないことに関心を持つということはなかなか難しいことだと思いますが、時間をかけて啓発してまいりたいと考えております。

(大野委員)

⑬なら行政改革懇話会の委員、⑳なら市民公募を実施したということが分かりませんが、ア「審議会等」だけではどのような市民が参加しているのか分からない。折角市民参加条例に関する事なので、どのような市民が参加しているか、備考欄にでも記載して分かるようにして欲しい。

(事務局)

ご指摘のとおり、今後は記載していくようにいたします。

(横山委員)

今月くらいからeモニター制度が始まると聞いている。400人位集めるのを目標としているそうですが、これも市民参加の一手段として使っていくつもりはありますか。

(事務局)

eモニター制度は、電子的なアンケートとして利用できると聞いておりますので、担当課と協議して周知等で使えるようでありましたら検討してまいります。

(加藤会長)

パソコンだけではなく携帯電話からでも回答できるようだ。設問に対する回答も選ぶだけなので簡単で使いやすいのでは。

(横山委員)

ただ、それでもパソコンや携帯電話が使えるというのが条件になるのでしょうか。

(昇委員)

パブリックコメントは、特定の問題がテーマとなった場合を除けば、それ程意見

が出るわけではない。琵琶湖でブラックバスを認めるか認めないか聞いたときは、同じような文書が賛成派反対派から何十万と届いたが、そうでなければ国でも県でもどの市町村でもあまり来ない。ただ、情報公開と同じでそういう場を設けていることで最低限の意味はあります。ですが、市民参加では場を設けているだけで満足してはダメで、市民参加の質と量を確保する必要があります。例えばワークショップでは、濃密な議論ができるが参加している人は数が少ない。量と質の問題を両方考えながら、実質的にどれだけ市民参加を全庁的に進めていくか事務局として考えていただきたい。要するに、文化行政では、文化担当部局は文化行政の柱を立てると同時に全体に屋根を架けていかなければならないが、まさにそういうことが市民協働課に求められているわけです。（事務局の）皆さんは市民参加の戦略本部なのです。だからまず市民協働課がこういう手法もあるのですよと他のモデルを示す必要があります。例えば、デリバティブデモクラシー（熟議の民主主義）という手法がありまして、これは市民を公募ではなく住民基本台帳から抽選で選出します。市民公募ではいつも同じ方が応募するなど偏ってくるので、こういう手法を実験してみる必要がある。どこの課が試しても良いですが、やはり事務局として市民協働課が市民参加の新しい形というものをいつも取り入れて、試してみて、各部各課に研修として教えていく。まず、戦略本部として市民協働課が市民参加のモデルとならなければいけない。

また、こういう調査によって各部各課の取り組みがわかりますから、市民参加に熱心でない部署に対し、最低限の一つはクリアしているかもしれませんが、実質パブリックコメントは機会を用意しているがほとんど市民参加の手法にはなっていない現実があるので、アリバイ作りに使わせるのではなく、質と量を確保するためにもう一つ手法を検討してほしいとアドバイスしてもらいたい。時には嫌われても消極的な部署に苦言を呈すなど、安城市の市民参加が全体的に質量両面でレベルが高くなるよう目配りをしてほしい。

まだ始まったばかりで事務局も慣れてないところが多いと思いますが、これが橋頭堡になりますので、よりよい市民参加が実現するよう頑張ってください。

（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。まだ市民参加の分野は始まったばかりですので、昇委員をはじめ委員の皆様のご意見をいただきながら、よりよい方向へ進むよう模索してまいります。

（旭委員）

条例に基づいて集められたこの資料、非常に興味深く拝見しました。この資料は

どのような形で市民に公開されるのか教えてほしい。

(事務局)

この審議会終了後、なるべく速やかに市の公式ウェブサイトで公開いたします。

(旭会長)

ありがとうございます。公開されるということであれば、我々のネットワークでも口コミで伝えることができます。また、パブリックコメントについても、知らない人に啓発していくということがこの審議会の役目になるかと思いますので、速やかに公開されるということは非常に心強いです。

(池端委員)

パソコンや携帯電話を使えない市民に対して、どのように市民参加の手法を確保するのか、良いアイデアは無いでしょうか。一案として、市長へ手紙を出してもらうようにしたらどうですか。

(事務局)

「市長への手紙」は現在も実施しております。

パソコンや携帯電話が使えない方々については、色々な手法で参加を求めていく必要はあるかと思います。

(池端委員)

私が言いたかったのは、市民参加の一手法として組み合わせることを検討されてはどうかということです。パソコンのない人もみんな同じように参加できるように、例えば郵送応募枠という形で1割分確保しておくという方法もあると思います。

(事務局)

市議会の中でも、パソコンや携帯電話が使えない方に対する対応について質問が出る場合がございます。今までも模索しておりますが、なかなか持っている人持っていない人を特定することが難しいのが現状ですので、是非良い意見がありましたら教えていただきたいと思います。

(加藤会長)

行政は意見を集約するというのが一番大事な仕事ですので、色々考えて運営していただきたいと思います。

(小森委員)

せっかく昇委員がお見えになっているのでお願いしたいのですが、4月に刈谷のボランティアセンターが移設した際に、昇委員が1時間ほど講演をされまして目から鱗が出るほどの感銘を受けました。そこで昇委員のお話を是非とも安城でも伺いたい、他の市町村と比べて客観的な目で安城の市民協働はどうかをお話をお聞き

したいと思いました。

(事務局)

今すぐにはお約束できませんが、ご要望として預からせていただきます。また、昇委員もご検討よろしく申し上げます。

(昇委員)

日程が取れるようでしたら検討いたします。

(石川委員)

先程からパソコンが使えない方をどのようにするかという意見が出ていますが、私自身これまで委員を勤めながら、パソコンが使えないということに忸怩たる思いがありました。少しでも皆さんに近づけますよう、今日パソコンの講座を申し込んできましたので、何とかこういった情報をパソコンから得られますよう頑張りたいと思います。

(加藤会長)

それは是非とも頑張っていたきたいと思います。それでは、意見も出尽くしたと思いますので、次第3のその他ということで何か有りましたら事務局よりお願いします。

(事務局)

昨年度の取り組みについてですが、市の全職員を対象に平成23年7月14日・15日に6回に分けて市民参加条例についての研修を行いました。

また、市民参加条例のリーフレットを作成し、広報に折り込み、全市民の方に配布いたしました。

また、本日の資料2と3の市民参加の実施状況及び実施予定報告書については、審議会終了後に安城市公式ウェブサイトへ掲載いたします。

(事務局)

それでは、永田副市長より最後にあいさつを申し上げますので、よろしく申し上げます。

(永田副市長)

『あいさつ』

終了